

# 学問的真理を左右しえない国家権力は、 学問的真理の支配をたくらんではない

日本科学者会議全国幹事  
(東海地区担当)  
前田 定孝

## はじめに

10月初頭、突然「6名が学術会議の会員に任命されなかった」との報道があった。その後本稿執筆時点である11月7日段階でも、国会での集中審議が続いている。そこでは、菅首相が「任命権がある」と壊れたラジオのごとく答弁しているのに対し、野党側は、「学術会議が示した名簿に基づく任命が義務づけられている」とする主張を繰り返されている。

しかしここで重要なことは、この野党側の主張をいかにして「学術」というものに内在する論理で説明するのかであろう。それは、〈国家権力は何ゆえに学問研究の世界に口出ししてはならないのか〉という問いかけに対する回答である。「学問の自由はこれを保障する」という日本国憲法の条文の繰り返しではなく、「学問という事物」に内在する論理が、そこで示されなければならない。

## 1. 科学・技術・というものに対する「社会通念」

世間の人たちは、「学術」、あるいは科学・技術というものに対してどのような印象を持っているのであろうか。少なくとも、学問というものがいつでも日常の実生活との関係において、フリーアクセスできるものであるという認識をもっている人は、あまりいないのではないかと思われる。それが企業人になると、そこで創出される（「科学」というよりも）技術がイノベーションにどのように反映するのか、ということの方に関心をもって

いるのではないかと思われる。

そこで示されている「学問の世界」あるいは「学術」というものがわれわれの「日常」に与えるイメージとは、将来にわたってイノベーションに寄与するものであるというものであろう。それはそれとして一般論としては必ずしもまちがいはない。科学・技術、あるいは「技術」というものを裏打ちする「科学」というものは、これまでの歴史において人類の社会的生産力を向上させ、そして社会進歩に寄与してきた。この点にまちがいはない。

ただそこで問題となるのは、このような社会進歩が、誰にとって何を意味しているのか、したがってそれを担う主体とは誰なのかである。

## 2. 日本学術会議が果たしてきた役割

日本学術会議といえば、2017年3月24日の「軍事的安全保障研究に関する声明」を思い出してほしい。この声明は、「大学等の研究機関における軍事的安全保障研究、すなわち、軍事的な手段による国家の安全保障にかかわる研究が、学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にあること」を確認し、1950年のおよび1967年の「軍事目的のための科学研究を行わない」声明を継承するとした。この2017年の声明は、2015年7月に創設された防衛省の委託研究制度である安全保障技術研究推進制度に応募しないことを科学者コミュニティに対して呼びかけたものである。そこでは、「科学者コミュニティが追求すべきは、何よりも学術の健全な発展であり、それを通じて

社会からの負託に応えること」としつつ、〈民生用研究との両義性を有する〉外観をともなう軍事目的の研究に警戒を与え、「研究の自主性・自律性、そして特に研究成果の公開性が担保され」るべきとし、「研究の入り口で研究資金の出所に関する慎重な判断が求められる」とし、防衛省を含む軍関係の組織からの外部資金の獲得に警鐘を鳴らした。日本学術会議はこのとき、このような、法的強制力が直接存在しないにもかかわらず予算誘導等によって、外的に「忖度の強制」が発生するなかで<sup>1)</sup>、学問という事物の性質に照らした呼びかけをしたのである。

日本学術会議が果たしてきた役割は、それにとどまるものではない。たとえば、日本学術会議が社会に向けて発出する文書は、「答申」（専門科学者の検討を要する事柄についての政府からの問いかけに対する回答）、「勧告」（政府に対して実現を強く勧めるもの）、「報告」（科学的な事柄について、部、委員会又は分科会が行った審議の結果を発表するもの）、「提言」（部、委員会又は分科会が実現を望む意見等を発表するもの）など、多岐に及ぶ。「会長談話」として、緊急な課題等について、日本学術会議会長から発することもある。上記の「声明」とは、「その目的を遂行するために特に必要と考える事項について、意思等を発表するもの」である。学術会議は、「学問」という専門的立場から見えてくる、ときどきの諸問題について、国家や社会に対してさまざまな問題提起をしてきたのである。

その数にして、2000年以降、「声明」が13本、「報告」に至っては、2020年だけですでに15本を数える。直近のものでは、「情報教育課程の設計指針—初等教育から高等教育まで」が情報学委員会情報学教育分科会の検討を経て発出されている。

このように、日本学術会議は、日本学術会議法（1948年法律121号）に基づいて、「科学が文化国家の基礎である」という確信に立つ

て、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命」として、「わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的」（同2条）として、1949年に設立された組織である。「学者の国会」とも呼ばれた。そしてその所轄は、内閣総理大臣のとされる（同1条2項）。その職務は、「科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること」（同法3条1号）および「科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること」（同2号）とされ、いずれも同条柱書きで、「日本学術会議は、独立して左の職務を行う」とされる。

日本学術会議の職務は、4条以下で規定されている。4条は、政府は「科学に関する研究、試験等の助成、その他科学の振興を図るために政府の支出する交付金、補助金等の予算及びその配分」「政府所管の研究所、試験所及び委託研究費等に関する予算編成の方針」

「特に専門科学者の検討を要する重要施策」および「その他日本学術会議に諮問することを適当と認める事項」について、「政府は、左の事項について、日本学術会議に諮問することができる」とし、これに対して「科学の振興及び技術の発達に関する方策」「科学に関する研究成果の活用に関する方策」「科学研究者の養成に関する方策」「科学を行政に反映させる方策」「科学を産業及び国民生活に浸透させる方策」および「その他日本学術会議の目的の遂行に適当な事項」について「日本学術会議は、……政府に勧告することができる」（5条）とされる。上記の答申、報告、勧告、提言等は、この職務として遂行されている。

そしてこのために、210人の会員と約2000人の連携会員によって職務が担われている。そこでは第1部（人文・社会科学）、第2部

1) 拙稿「安全保障技術研究推進制度——研究者を軍事研究に自発的に服従させる諸装置」『日本の科学者』2018年8月号p. 44.

(生命科学)、および第3部(理学・工学)の3部制がとられる。さらに各分野ごと(「言語・文学」「心理学・教育学」「史学」「法学」「経済学」「化学」「機械工学」など)に「分野別委員会」が組織される。他方で「防災減災学術連携委員会」「科学技術を生かした防災・減災政策の国際的展開に関する検討委員会」「医学・医療領域におけるゲノム編集技術のあり方検討委員会」「自動車の自動運転の推進と社会的課題に関する委員会」「人口縮小社会における問題解決のための検討委員会」「認知障害に関する包括的検討委員会」「大学教育の分野別質保証委員会」といったそのときどきごとの課題別委員会を立ち上げて、一定の期間にわたって集中的な検討を行っている。上記の「軍事的安全保障研究に関する声明」へと導いた「安全保障と学術に関する検討委員会」は、2016年5月20日の大西隆会員(会長)の提案に基づいて2017年9月30日までの期間、設置されたものである。

### 3. 総理大臣による任命拒否行為が意味するもの

それでは、今回の任命拒否行為は、何を意味するのであろうか。

その前に、日本学術会議会員の選考手続について確認する。日本学術会議法17条は、「日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するもの」とされ、これを受けて同7条2項に基づいて、候補者の推薦が学術会議により行われるものである。この場合、内閣府令である「日本学術会議会員候補者の内閣総理大臣への推薦手続を定める内閣府令」は、条文番号もなく単に「日本学術会議会員候補者の内閣総理大臣への推薦は、任命を要する期日の30日前までに、当該候補者の氏名及び当該候補者が補欠の会員候補者である場合にはその任期を記載した書類を提出することにより行う

ものとする」とするにとどまる。そこでは「氏名を記載した書類」が求められるのみである。この「氏名」は、日本学術会議会則(2005年日本学術会議規則3号)8条1項により、「会員は……幹事会が定めるところにより、会員及び連携会員の候補者を、別に総会が定める委員会に推薦することができる」とあり、これを受けて同2項で「前項の委員会は、前項の推薦その他の情報に基づき、会員及び連携会員の候補者の名簿を作成し、幹事会に提出する」とする。これを受けて同3項により「幹事会は、前項の会員の候補者の名簿に基づき、総会の承認を得て、会員の候補者を内閣総理大臣に推薦することを会長に求める」とされる。その他「選考の手続に關し必要な事項は、幹事会が定める」(同6項)とされるように、会員の選考手続は、日本学術会議自身の自律に委ねられている。そして実際に各会員候補は、それぞれの分野ごとに組織する学会からの推薦を受けて、上記日本学術会議会則8条2項に基づく「別に総会が定める委員会」が作成する「候補者の名簿」に記載される。

上記のように、日本学術会議会員の任命基準は「優れた研究又は業績がある科学者」である。そしてその人物が「優れた研究又は業績」を有するかどうかは、それぞれの分野の専門家が判断して、「別に総会が定める委員会」が名簿を作成して、日本学術会議幹事会の求めを受けて会長が、内閣総理大臣に推薦を求めるのである。そこでは、「7つの旧帝国大学が45%を占めてい」るかどうかが、「産業界、民間の人が3%で、そして49歳以下の若手は3%」しかいないかどうかなど、日本学術会議法は、まったくその考慮事項として要求していないのである。内閣総理大臣には、その任命時に会員を選別する裁量を許されていない。それどころか、今回の国会論戦で実際に「総理大臣」が示した判断基準は、まったくの他事考慮にあたるのである。

この点、1983年に日本学術会議法が「改正」されるまで、学術会議の会員は、研究者による

選挙で選出されていた。それが当時の中曽根内閣のもとで、「内閣総理大臣による任命制」へと改悪された。当時中曽根康弘首相は、国会で「政府が行うのは形式的任命にすぎません」（1983年5月12日、参議院文教委員会）と述べ、学術会議を所管していた総理府総務長官は「内閣総理大臣による会員の任命行為というものはあくまでも形式的なものでございまして、…推薦された者をそのまま会員として任命するというようにしております。…政府が干渉したり中傷したり、そういうものではない」（国務大臣丹羽兵助1983年11月24日参議院文教委）という見解を示していた。

このときも、「政府権力が学術に口出しするのか」という批判が巻き起こったことを、私自身の学生時代の思い出として覚えている。

これに対して菅政権は、1983年の日本学術会議法「改正」時に任命制が採用されたことをもって、「推薦されたものをそのまま承認するとは限らないという権限が生まれた」「政府方針の変更はない」と強弁するのである。しかし、このことはまったくの的外れである。

#### 4. それでも地球は回っている

##### ——権力が学術に口出しをしてはいけない理由

##### (1) 権力に不都合な「真理」

そもそも政府は、学術の世界に介入することを許されるものではない。学問的真理とは、政府の都合に関係なく発見され、権力の意向にかかわらず存在している。かつての中世のガリレオ裁判のように、時の権力者が学問的見解を左右しようとすれば、それはそのときの政権の都合によって人類の客観的な進歩を封じ込めてしまうことを意味する。権力が何といおうと、地球が回っているという真理を、そのときどきの都合で曲げることはできない。日本学術会議法3条が、「科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること」の二つの事項に関して「独立してその職務を行う」ことを

特別に規定しているのは、学術と政府権力との関係に鑑みて、科学に関する重要事項を、時の政権・政府とは独立に自律した科学者の審議に委ね、そこで出された意見や結論が時の政府の意向と異なるものであっても真摯に耳を傾けることを、政府に求めるためである。

このことを、われわれは現在進行中のコロナ禍においても学んだ。新型コロナウイルス感染症対策専門家会議は、感染拡大を受けて自発的に対策を呼びかけようと、10回にわたって見解や提言を示したが、「政府側から求められ、文言を修正したり削除したりしたケースがあった」という。このうち、3月2日に出された2回目の「見解」では、専門家らは当初「無症状、あるいは軽症の人が感染拡大を強く後押ししている可能性がある」という文書をまとめていたものの、最終的には「症状の軽い人も気がつかないうちに感染拡大に重要な役割を果たしてしまっている」という表現になったという。この直前の2月28日には北海道で独自の緊急事態宣言が出されていて、政府側は「パニックが起きかねない、無症状の人に対しては何もできない」と説明したとのことである<sup>2)</sup>。研究者によって構成される検討会議は、学問に立脚し、事実の歪曲や忖度とは無縁の判断が求められたのであり、政治の側はその判断を真摯に受け止めることが求められた。

このように、学術レベルでの意見の具申・提出そのものは、あくまでも学術的な研究に基づいて行われなければならない。これに対してその知見に基づく政策的判断は、その政策的判断をするに適切な政治家や行政官によって担われなければならない。そこで一定の結論をもとに、学術的判断の方をあらためさせることなど許されない。

学術とは、政府がその都合によって左右するようなものでない以上、日本学術会議もまた、そのことを踏まえて運営されなければならないのである。

2) 「新型コロナ専門家会議 専門家会議 政府側の求めで文言の削除や修正も」NHK政治マガジン2020年6月24日<https://www.nhk.or.jp/politics/articles/lastweek/40401.html>

## (2) 「科学・技術」という誤解

ただここで、なにゆえにこのような事態に立ち至ったのかについて、科学あるいは学術の世界からの反省が求められることについても指摘しておきたい。

すなわち、世間一般が「学術」あるいは「科学」をどのように見ているのかである。この点、井原聰によると、日本の学術研究体制は、「学術」と「科学技術」という2つの流れのなかで形成され、発展してきた。このうち「学術」が日本学術会議を中核として発展してきたのに対して、「科学技術」は、「産業技術政策」として発展してきた<sup>3)</sup>。あり体というと、日本の大学政策は戦後において、国策としての資本蓄積戦略に資するものとして発展してきた観がある。そしてこの間とくに、「アカデミック・キャピタリズム」の名で、この傾向は加速しているかのようなのである。上川隆大によると、アメリカでは、すでに1980年の「バイ・ドール法成立以来、大学は財政的パトロネージを公的なものに頼る方向から、マーケットへ依存する方向に転換していった」とされる<sup>4)</sup>。

この点池内了は、大学が「知の共同体」から「知の企業体」となったと警鐘を鳴らす。この「知の企業体」を設置した主体とは、すなわち、イノベーション会議が文部科学省の向こう側で政策決定し、文部科学省の「粗っぽい、フィルターを通して各国立大学法人に〈付度〉を通じて垂れ流し的に強制するしくみのことである。

さて、〈学術〉と〈社会〉という関係において、実際に強調されているのは、学問や研究とはおよそ縁遠い、「社会貢献」あるいは「産学官連携」である。2006年の安倍政権によって改悪された教育基本法7条は、1947年教育基本法で明記されていた「大学は学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し」のあとに、「これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」との文言を付け加えた。これにより、政府が各大学に

対して「地域貢献」を強調することの正当化根拠となった。そこでは、むしろ即物的に学術の成果が実社会（≒私企業等におけるイノベーション）のために寄与するイメージである。

しかしながら、日本学術会議は、むしろこのような即物的視点とは別に、この間の声明や意見、あるいは答申等のとりくみを通じて、むしろ積極的に社会に対してさまざまなことを問題提起してきたといつてよい。また今回任命を拒否された6名は、いずれもこのためにさまざまな社会的なとりくみを継続してきた人物である。今回の任命拒否によって、日本学術会議がむしろその積極的役割を果たしにくくなることを、深く危惧する。

## おわりに

今回の菅総理による任命拒否が大きな問題となったことを奇貨として、河野太郎行政改革担当大臣は10月8日、「日本学術会議について、予算あるいは機構、定員については、聖域なく例外なく見ることとしているので、その中でしっかり見ていきたい」とした。さらに与党は10月28日、日本学術会議の在り方を検討する自民党の作業チームの会合を開催し、政府との連携・意見交換の場の設定が主張され、さらには「政策に生かすための科学の振興という観点から『会議』の在り方の議論を進めるべきだ」という意見が出されたとされる。「政策に生かすための科学の振興」、すなわち政府筋の意向に沿った研究の推進とそれ以外の分野の周辺化につながる策動は、許すことができない。

現在の強権政治につながった「政治改革」のもとでの小選挙区制と政党助成金をもたらした現在の政治状況の延長線上に「学術改革」を通じた研究者の総御用学者化があるとすれば、絶対に許すことのできないものである。

そしてそのときは、学術が社会進歩に果たす役割をやめるときである。（了）

3) 井原聰「戦後日本の学術研究体制——日本学術会議とその周辺」『日本の科学者』2015年1月号pp. 11-17.

4) 上川隆大『アカデミックキャピタリズムを超えて』（NTT出版、2010年）p. 14.